

[添付資料]

添付資料 - 1 調査団員氏名、所属

1. 調査団員・氏名

<u>氏名</u>	<u>担当</u>	<u>所属</u>
(1) 須知 雅史	団長	(財)結核予防会結核研究所 国際協力部企画調査科長
(2) 牧本 小枝	計画管理	国際協力事業団 無償資金協力部業務二課
(3) 西垣 敏明	機材計画	(財)日本国際協力システム 業務第二部一般無償業務課
(4) 大橋 仁満	調達計画	(財)日本国際協力システム 業務第二部一般無償業務課
(5) 飯村 直子	通訳	(財)日本国際協力センター 研修監理部

2 オブザーバー

(1) 葛西 健	結核担当	WHO西太平洋地域事務局 STOP TB ユニット メディカルオフィサー
----------	------	--

添付資料 - 2 調査行程

No.	年月日		日程		宿泊地
			須知、牧本、葛西	西垣、大橋、飯村	
1	2002年 2月27日	水	10:40 成田発 (JL781) 13:40 北京着 15:00 JICA事務所・打ち合わせ	同左	北京
2	2月28日	木	8:30 WHO・WPRO事務所・協議 11:00 対外貿易経済合作部・表敬 14:00 日本大使館・表敬・協議 15:45 衛生部・協議	同左	北京
3	3月1日	金	9:00 衛生部・協議	同左	北京
4	3月2日	土	資料整理 17:20 北京発 (MU5164) 19:00 合肥着	同左	安徽省 合肥
5	3月3日	日	資料整理 団員内協議	同左	安徽省 合肥
6	3月4日	月	8:40 安徽省衛生庁・準備状況/資機材管理状況 調査 14:50 安徽省肥西県衛生局 準備状況/資機材状況調査 19:30 合肥発 (CA1552) 21:10 北京着	同左	北京
7	3月5日	火	8:30 WHO WB・DFID・DFB・JICA合同会議 15:00 国家医薬品監督局・調査	同左	北京
8	3月6日	水	10:30 衛生部・協議	同左	北京
9	3月7日	木	団員協議・ミニッツ案検討 10:00 衛生部・協議、ミニッツ調印 16:30 対外貿易経済合作部・報告 (葛西氏、帰国 フィリピン)	同左	北京
10	3月8日	金	9:30 日本大使館・報告 11:00 JICA事務所・報告 須知団長・牧本団員帰国 (15:00 北京発 (JL782) 17:10 成田着)	同左 14:40 DFB・協議 18:00 北京発 (MU5112) 20:00 上海着	上海
11	3月9日	土		10:00 上海信誼薬業有限公司・調査、資料整理	上海
12	3月10日	日		9:00 上海発 (陸路) 13:00 南京着 資料整理	南京
13	3月11日	月		9:30 南京ニコン江南光学・調査 17:55 南京発 (MU5169) 19:30 北京着	北京
14	3月12日	火		7:30 北京発(陸路) 11:00 石家庄市着 11:15 華北製薬・調査 15:00 石家庄市(陸路) 18:30 北京着	北京
15	3月13日	水		9:00 衛生部疾病対策プロジェクト室・協議 業者(浙江洋医療機器、福門子科、北京双鶴薬業等)調査 16:00 WB・調査	北京
16	3月14日	木		9:00 衛生部疾病対策プロジェクト室・協議 15:00 WHO・WPRO MOH・DFB・調査団 合同会議	北京
17	3月15日	金		9:20 衛生部・報告と確認 12:45 DFB・調査 15:00 JICA事務所・報告	北京
18	3月16日	土		資料整理 15:00 北京発 (ANA906) 19:00 成田着	

添付資料 - 3 関係者（面会者）リスト

日本関係	氏名	所属・職位
在中国日本大使館	込山 愛郎	一等書記官
	山内 裕也	二等書記官
JICA中国事務所	大石 千尋	副所長
	芳沢 忍	所長助理
	張 潔	現地所員
中国政府関係		
对外貿易經濟合作部	康 炳建	副所長
	楊 澄	部員
衛生部	高 細水	国際合作司副司長
	任 明輝	疾病抑制局長(司長)
	李 明柱	国際協力課副処長
	万 利亞	疾病抑制局二課調査研究員
	戴 維	国際協力課通訳
	劉 劍君	結核予防抑制センター主任
	端木 宏謹	北京市結核専門家(前主任)
	王 林	結核予防抑制センター
	劉 曉秋	結核予防抑制センター
	胡 錫忠	結核予防抑制センター
国家薬品监督管理局 (SDA)	趙 黎力	国際協力局副司長
	除 星宇	国際協力局国際課処長
	翁 新愚	安全監督局生産監督課
中儀設各進出口公司	陶 向荣	副社長（衛生部調達コンサルタント）
安徽省人民政府	吳 欽	外事公室
安徽省衛生庁	戴 光強	庁長
	杜 昌智	衛生防疫局局長
	武 松	衛生防疫局副主任
	王 宇銘	外事課処長
	童 昭敬	結核防疫所所長
安徽省衛生庁 結核防疫所	王 紀祥	結核防疫所結核課処長
	除 広信	結核防疫所結核課副処長
	姚 嵩	結核防疫所感染研究室
安徽省肥西県	徐 傑	衛生局局長

張 中平	衛生局副局長
倪 良柱	防疫站站長

国際/援助機関

WHO中国駐在代表事務所	Dr. Janos Annus Dr. Dainiel P. Chin Dr. Lin Yan Mr.. Alan Schnur	駐在代表 結核対策アドバイザー プログラムアシスタント 感染症対策チームリーダー
世界銀行 (WB)	Jagadish P. Upadhyay Wang Shiyong	人材開発セクター主席 保健担当専門家
英国国際開発局 (DFID)	Jane Haycock	一等書記官、保健部門長
ダミアン財団 (DFB)	Jaucot Alex	中国主席代表

製造業者関係

上海信誼薬業有限公司	陳 軍力 莊 慧萍	副總經理 営業管理部經理
南京ニコン江南工学	児玉 明彦 飯島 道行 万 迪阳 李 璠	薫事長 副總經理 管理部副部長 通訳
(株)ニコン北京事務所	飯田 正	主席代表
華北製薬集団 (NCPC)	王 云霄	副總理 国際業務担当
浙江灵洋医療器械有限公司	胡 軍飛	總經理
福門子科貿有限公司	傅 俊芳 陳 推	總經理 副總經理
北京双鶴薬業股份有限公司	刘 进賢	国際貿易部福經理
北京杰鑫图文制作有限公司	刘 俊杰	業務部 主任

中華人民共和国
People's Republic of China

一般指標			
政体	人民民主共和制 *1	首都	ベキン (北京、Beijing) *2
元首	国家主席/江泽民 (JIANG Zemin) *1,3	主要都市名	上海、天津、重慶、成都、石家荘、武漢 *3
独立年月日	1949年10月1日 (中華人民共和国成立) *3,4	労働力総計	750,903千人 (1999年) *6
主要民族/部族名	漢民族92%、その他55の少数民族 *1,3	義務教育年数	9年間 (年) *13
主要言語	中国語、各種方言、少数民族語 *1,3	初等教育就学率	122.7% (1997年) *6
宗教	仏教、回教、キリスト教等 *1,3	中等教育就学率	70.1% (1997年) *6
国連加盟年	1945年10月24日 *12	成人非識字率	15.0% (2000年) *13
世銀加盟年	1945年12月27日 *7	人口密度	134.40人/km2 (1999年) *6
IMF加盟年	1945年12月27日 *7	人口増加率	1.3% (1980-99年) *6
国土面積	9,600.00千km2 *1,6	平均寿命	平均 70.20 男 68.30 女 72.50 *10
総人口	1,253,595千人 (1999年) *6	5歳児未満死亡率	37 (1999年) *6
		カロリー供給量	2,897.0 cal/日/人 (1997年) *10

経済指標			
通貨単位	元 *3	貿易量	(2000年)
為替レート	1 US \$ = 8.27 (2002年 3月) *8	商品輸出	249,131 百万ドル *15
会計年度	Dec. 31 *6	商品輸入	-214,657 百万ドル *15
国家予算	(1998年)	輸入カバー率	8.7(月) (1999年) *14
歳入総額	496.68 Billions of Yuan *9	主要輸出品目	繊維・同製品、機械電気製品、石油・同製 *1
歳出総額	730.85 Billions of Yuan *9	主要輸入品目	工業用機械、自動車、通信機器 *1
総合収支	10,693 百万ドル (2000年) *15	日本への輸出	55,303 百万ドル (2000年) *16
ODA受取額	2,323.8 百万ドル (1999年) *18	日本からの輸入	30,475 百万ドル (2000年) *16
国内総生産(GDP)	989,465.22 百万ドル (1999年) *6		
一人当たりのGNI	780.0 ドル (1999年) *6	総国際準備	161,414.1 百万ドル (1999年) *6
分野別GDP	農業 17.6% (1999年) *6	対外債務残高	154,222.7 百万ドル (1999年) *6
	鉱工業 49.3% (1999年) *6	対外債務返済率(DSR)	9.0% (1999年) *6
	サービス業 33.0% (1999年) *6	インフレ率 (消費者価格物価上昇率)	9.9% (1990-99年) *6
産業別雇用	農業 男 % 女 % (1996-98年) *6		
	鉱工業 % % (1996-98年) *6	国家開発計画	第10次5カ年計画: 2001-2005 2010年長期目標要綱 *11
	サービス業 % % (1996-98年) *6		
実質GDP成長率	10.7% (1990-99年) *6		

気象 (1961年~1990年平均) 観測地: 北京 (北緯39度56分、東経116度17分、標高55m) *4,5													
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均/計
降水量	2.7	5.9	9.1	26.5	28.8	70.8	175.7	182.1	48.8	19.0	6.2	2.3	577.9 mm
平均気温	-4.3	-1.9	5.1	13.6	20.0	24.2	25.9	24.6	19.6	12.7	4.3	-2.3	11.8 °C

- *1 各国概況 (外務省)
- *2 世界の国々一覧表 (外務省)
- *3 世界年鑑2000 (共同通信社)
- *4 最新世界各国要覧10訂版 (東京書籍)
- *5 理科年表2000 (国立天文台編)
- *6 World Development Indicators2001(WB)
- *7 BRD Membership List(WB)
- IMF Members' Financial Data by Country(IMF)
- *8 Universal Currency Converter

- *9 Government Finance Statistics Yearbook 2000 (IMF)
 - *10 Human Development Report2000,2001(UNDP)
 - *11 Country Profile(EIU),外務省資料等
 - *12 United Nations Member States
 - *13 Statistical Yearbook 1999(UNESCO)
 - *14 Global Development Finance2001(WB)
 - *15 International Financial Statistics Yearbook 2001(IMF)
 - *16 世界各国経済情報ファイル2001(世界経済情報サービス)
- 注: 商品輸入については複式簿記の計上方式を採用しているため
支払い額はマイナス表記になる

中華人民共和国
People's Republic of China

我が国におけるODAの実績 (単位：億円) *17						
項目	年度	1995	1996	1997	1998	1999
技術協力		73.74	98.90	103.82	98.30	73.30
無償資金協力		4.81	20.67	68.86	76.05	59.10
有償資金協力		1,414.29	1,705.11	2,029.06	2,065.83	1,926.37
総額		1,492.84	1,824.68	2,201.74	2,240.18	2,058.77

当該国に対する我が国ODAの実績 (支出純額、単位：百万ドル) *17						
項目	暦年	1995	1996	1997	1998	1999
技術協力		304.75	303.73	251.77	301.62	348.79
無償資金協力		83.12	24.99	15.42	38.22	811.50
有償資金協力		992.28	533.01	309.66	818.33	811.50
総額		1,380.15	861.73	576.86	1,158.16	1,225.97

OECD 諸国の経済協力実績 (1999年) (支出純額、単位：百万ドル) *18					
	贈与 (1) (無償資金協力・ 技術協力)	有償資金協力 (2)	政府開発援助 (ODA) (1)+(2)=(3)	その他政府資金 及び民間資金(4)	経済協力総額 (3)+(4)
二国間援助 (主要供与国)	799.4	1,022.2	1,821.6	348.1	2,169.7
1. Japan	414.5	811.5	1,226.0	-3,115.9	-1,889.9
2. Germany	115.4	189.2	304.6	1,304.0	1,608.6
3. United Kingdom	59.3	0.0	59.3	-731.6	-672.3
4. France	18.3	27.9	46.2	-29.9	16.3
多国間援助 (主要援助機関)	90.5	421.7	512.2	1,524.6	2,036.8
1. IDA			406.8	0.0	406.8
2. EC			39.6	20.0	59.6
その他			-10.0	0.0	-10.0
合計	889.9	1,433.9	2,323.8	1,872.8	4,196.6

援助受入窓口機関 *19
技術協力：科学技術部国際合作司アジアアフリカ処 無償：対外貿易経済合作部国際経貿関係司第6処 協力隊：科学技術部

*17 我が国の政府開発援助2000(国際協力推進協会)

*18 International Development Statistics (CD-ROM) 2001 OECD

*19 JICA資料

中華人民共和国
第二次貧困地域結核抑制計画簡易機材案件調査
協議議事録

日本政府は、中華人民共和国の要請に基づいて、「中華人民共和国第二次貧困地域結核抑制計画」(以下、計画という)に関する簡易機材案件調査の実施を決定し、その実施を国際協力事業団(以下、JICAという)に委託した。

JICAは、結核予防会結核研究所国際協力部企画調査科長須知雅史を団長とする簡易機材案件調査団(以下、調査団という)を2002年2月27日から3月16日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という)と協議するとともに、現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認した。本調査団は引き続き調査を実施し、簡易機材案件調査報告書を取りまとめる予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2002年3月7日 北京にて

日本国
国際協力事業団
簡易機材案件調査団長
須知 雅史

中華人民共和国
衛生部
国際合作司副司長
高 細水



附属書

1 計画の目的

中国政府は、2010年までに400万人の結核患者を治療させるため、全国で直接監視下短期化学療法(DOTS)による結核対策を推進することとし、経済的に困難な9省3自治区においてDOTS戦略展開に必要な抗結核薬および顕微鏡等の調達にかかる無償資金協力を日本政府に要請した。本無償資金協力は、この中国側の進める2003年の計画に必要な資機材を調達し、支援することを目的とする。

2 対象地域

本計画の対象地域は、9省3自治区(河南、雲南、貴州、広西、山西、陝西、青海、内モンゴル、四川、安徽、江西、チベット)である。また、各省自治区における対象県数は別紙1に示すとおりである。中国側は対象県名をとりまとめ、調査団滞在中に提出する。ただし、ダミアン財団が協力を実施しているチベット自治区の50県および内モンゴル自治区の12県については、中国側が同財団と協議し同財団の計画に関する内容を修正し書面にて確認を行い、中国側はJICA中国事務所に3月末日までにその結果を報告することを前提とする。

3 責任機関及び実施機関

3-1 責任機関

中華人民共和国対外貿易経済合作部

3-2 実施機関

中華人民共和国衛生部

4 要請内容

本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された資機材の内容は別添2のとおりである。

5 協力の基本方針

JICAは今後の現地調査及び国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の計画機材の品目、数量については、最終的に日本における解析作業及び日本政府の本計画に係る予算を考慮して決定される。

M. S.

115

6 日本の無償資金協力の仕組み

本調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、中国側はこれを十分に理解した。また中国側は、本計画に対する無償資金協力が実施された場合、協力の円滑な実施のために別添4に記載されたとおり、中国側が行うべき必要な措置を理解しまたそれを行うことを表明した。

7 調査の予定

7-1 本調査団は引き続き2002年3月16日まで現地調査を継続する。

7-2 JICAは簡易機材案件調査報告書を作成し、これを2002年6月頃中国側に送付する。

8 その他の協議事項

8-1 調達機材の使用

双方は、本計画実施により調達される抗結核薬等はDOTS戦略にもとづき無料で結核対策に供されること、また販売されないような措置を講じることを確認した。また、中国側は、資機材の管理を適切に行い、4半期ごとに使用状況を取りまとめ、「貧困地域結核抑制計画」協議議事録(2000年11月16日付)での確認事項(附属書8-5③)に基づき、在中国日本大使館およびJICA中国事務所に提出することを確認した。

8-2 結核対策実施状況の評価・指導

中国側は、結核対策実施状況について、中国側関係者および外部専門家により定期的な評価・指導を実施する計画であることを説明した。また、DOTS導入時にはより集中的な監督を行う。双方は、本計画の実施および監督に当たっては引き続きWHOと緊密に連携することを確認した。中国側はWHOと協力の上、活動を実施し、評価を行い、その結果について在中国日本大使館およびJICA中国事務所に報告する。

8-3 運営費の確保

中国側は、本計画の実施により調達される資機材を有効活用するために必要とされる実施体制を早急に構築し、施設の整備、人員の確保、人員の研修、検査費、管理費、監督指導費、維持管理費用等の結核対策実施に必要な経費を確保することを確約した。

8-4 研修計画の提出

日本側は、2002年および2003年において省、地区、県レベルに対して実施する研修の具体的計画(人数、時期、期間等含む)の提示を中国側に求めた。中国側は4月上旬までに研修計画を作成の上日本側に提出する。

8-5 技術協力

調達される資機材の適正な利用および対象地域におけるDOTSによる結核対策の効果

的な実施および評価のため、引き続き結核対策分野の日本人専門家の派遣、日本での研修員受け入れについての必要性を指摘した。中国側は、今後おこなわれる WHO 等の外部専門家による評価調査への日本人専門家の参加を希望することを説明した。これら技術協力についての正式要請は在中国日本大使館および JICA 中国事務所の外交ルートを通じて行われなくてはならないことを中国側は理解した。

8-6 中国国民への啓発・広報

日本側は、本計画が日本の無償資金協力により実施されることについて、よりひろく中国住民の認識を得るため、本計画により調達される抗結核薬等の包装に日本からの援助である旨を表示すること、対象施設に銘板を設置すること、またその他中国側が必要な啓発・広報活動を行うことを求め、中国側は合意した。中国側は、本無償資金協力による日本の協力に関し、新聞、TV等のメディア等を通じ中国国内で幅広く広報活動を行い、中国国民への理解に努めることを約束した。

8-7 抗結核薬の品質確保

日本側は抗結核薬についてより高い品質を確保する必要性を指摘し、中国側も同意した。

8-8 抗結核薬の納入時期

抗結核薬の有効期限を考慮し、抗結核薬について分割納入することを日本側は提案し、中国側は年2回の分納を希望することを日本側に説明した。

8-9 増値税(以下 VAT)

2001年9月、中国政府は日本の無償資金協力によって中国国内で調達される中国製品購入の際に発生する VAT を免税とする措置を決定した。右措置は本計画にも適用される。詳細は別添5の通り。

- 別添1 省別対象県数
- 別添2 要請資機材リスト
- 別添3 日本の無償資金協力の制度
- 別添4 日中両国政府による主な負担事項
- 別添5 増値税にかかる措置

省別対象県数

省名	2002年開始地区・県		2003年開始地区・県	
	市・地区	県	市・地区	県
四川省	7	10	*	22
青海省	8	23	*	7
河南省	18	78	*	38
内モンゴル自治区	9	30	*	22
江西省	3	11	*	29
陝西省	6	18	*	30
安徽省	14	24	*	26
貴州省	9	31	*	16
雲南省	13	30	*	25
山西省	11	40	*	20
広西壮族自治区	11	20	*	20
チベット自治区	0	0	*	50
計	109	315	*	305

* 2003年から開始する市・地区数および名については、対象県名とともに調査団滞在中に提出する。

要請資機材リスト

抗結核薬 (イソニアジド、リファンピシン、ピラジナミド、エタンブトール、ストレプトマイシン)
溶解液および注射器
喀痰塗抹検査用双眼顕微鏡
啓発用パンフレット
啓発用ポスター
銘板

算定基準

対象者：2003年に対象地域内で報告される塗抹陽性患者および新規重症塗抹陰性患者

		2002年からの継続対象県	2003年新規対象県
抗結核薬*	塗抹陽性患者数	人口10万対31人	人口10万対27人
	初回治療と再治療の比	5.5:4.5	4.5:5.5
	新規塗抹陽性患者の治療2 ヵ月後の未陰転化率	20%	20%
	再治療塗抹陽性患者の治療 2ヵ月後の未陰転化率	30%	30%
	新規重症塗抹陰性患者	新規塗抹陽性患者の20%	新規塗抹陽性患者の20%
喀痰塗抹検査用双眼顕微鏡	なし	地区レベル：2台、 県レベル：人口50万人以 上2台、50万人未満1台	

*チベット、青海、内モンゴル(12県)については、報告実績に基づいた推定数がある場合にはその数値を使用する。

日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

我が国の無償資金協力（無償）は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府（外務省）は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICA に対して調査の指示を行う。

第二段階である調査（基本設計調査）は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1) 調査の内容

JICA が実施する調査（基本設計調査）は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承認するに当たっての基礎的資料（判断材料）に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2) コンサルタントの選定

調査の実施に際して E / N により決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

整地を行うこと。

2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。

3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。

4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。

5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること。

6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

7) 適正使用

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8) 再輸出

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されたはならない。

9) 銀行取り決め

a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基づいて当該国政府若しくは指定された当局が負う債務の弁済に充てるための資金を右勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。

b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する「支払い授權書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行われる。

10) 支払い授權書

当該国政府は、銀行取り極めを締結した銀行に対し、支払い授權書の通知手数料及び支払手数料を負担しなければならない。

3. 無償資金協力のスキーム

(1) 無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2) 交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3) 供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/Nの署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4) 贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国民の税金であることによる。

(6) 被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1) 施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料 ①支払授權書(A/P)発給手数料 ②支払手数料		● ●
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国までの輸送 ②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅速な手続き促進 ③贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省までの国内輸送にかかる経費 ④贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以降の国内輸送にかかる経費	● ●	● ●
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の免除		●
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その業務の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜供与		●
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施のため適正かつ効果的に使用され、維持管理されるために必要な費用		●
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の据え付け等に必要となるその他の費用		●

増値税(VAT)の免除にかかる手続きについて

(仮訳)

在中華人民共和国日本国大使館御中

日本政府の対中無償援助案件で中国にて中国製品を購入する際の増値税問題に関し、経貿部、財政部、国家税務総局と協議した結果、増値税を免税とする措置を執ることを決定し、國務院の批准を得ました。本措置は2001年度から実施する全ての無償資金協力案件に対して適用されることとなります。具体的な実施方法を以下の通りお知らせします。

1. 落札した商社が、対外貿易経済合作部国際司、財政部税政司、国家税務総局流転税司に対し、同時に、中国での中国製品調達状況に関する明細を提出する（これには発行機関の公印を押すこととする）。その中に含まれるのは、調達製品の名称、価格、数量、規格、製造業者の名称、住所、電話番号、担当者名（付属の表を参照）、及び調達者と製造業者の署名のある売買契約書である。対外貿易経済合作部へ提供した書類に対しては、中国側のプロジェクト代行機関による審査が行われる。

（もし落札商社が他者に調達を委託している場合は、実際の調達者に関する資料が必要となる。これにはその機関の名称、住所、担当者及び担当者の電話番号、調達を委託した際の協議書が含まれる）。

2. 中国側のプロジェクト代行機関による最初の審査において問題がない場合、これを審査証明を付して対外貿易経済合作部国際司に提出する。対外貿易経済合作部にて再度審査を行った後、税務総局流転税司に対して証明を提供し、免税とするよう求める。同時に、国家税務総局は地方の税務部門を通じて関連製造業者の売買契約状況を確認する。

3. 国家税務総局は、対外貿易経済合作部が提出した文書及び地方税務部門の確認報告に基づき、これに誤りがないと確認した上で、関係地方税務部門に対し、当該案件に関しては、調達対象の中国製品が増値税が免税・控除となる旨の通達を出し、対外貿易経済合作部にその写しを送付する。

4. 商品を納入する製造業者は、税務部門に対し、商品を実際に売買した際の証明を付して免税の申請を行う。主管税務部門が元々の資料（即ち前項の製品状況明細に関するもの）と照らし合わせて誤りがないと確認すれば、国家税務総局の発出する文書に基づき、免税となる。

5. 国家の免税政策を厳格性と個々の操作手順の規範性を守るため、調達者は、中国政府に対して製品の状況明細等の資料を提出した後、その内容を勝手に変更することは原則上許されない。特別な状況がある場合は、別途手続きに従って審査に付さなければならない。

以上が日本政府の対中無償援助案件において中国で調達を行う際の増値税を免税とする暫定措置です。貴国政府に対し、日本国内の関連機関・部門にこれに基づいた通知をお願いします。

対外貿易経済合作部

2001年9月17日

11.4

11.4

中华人民共和国
第二次贫困地区结核病控制计划器材项目简易调查
会谈纪要

日本政府根据中华人民共和国的申请,决定实施《中华人民共和国第二次贫困地区结核病控制计划》(以下简称“计划”)的器材项目简易调查,委托国际协力事业团(以下简称“JICA”)实施。

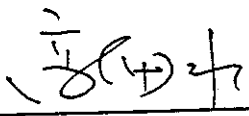
JICA自2002年2月27日至3月16日向中华人民共和国派遣以结核预防会结核研究所国际协力部企划调查科科长须知雅史为团长的器材项目简易调查团(以下简称“调查团”),在与中华人民共和国政府有关方面(以下简称“中国方面”)协商的同时,进行了现场调查。

经协商和现场调查,双方确认了附属文件中记载的主要事项。本调查团将继续进行调查,然后整理汇总器材项目简易调查报告书。


本会谈纪要由正文和附属文件构成,中文文本和日文文本各作两份,两种文本具有同等效力,经中日双方同意签署,各持一套文本。

2002年3月7日 于北京

中华人民共和国
卫生部
国际合作司副司长
高 细水



日本国
国际协力事业团
器材项目简易调查团团长
须知 雅史



附属文件

1 计划的目

中国政府为了在 2010 年以前治愈 400 万结核病患者,在全国推进直接督导下短程化疗 (DOTS) 结核病对策,向日本政府提出在经济上较困难的九个省和三个自治区为采购 DOTS 策略实施时必要的抗结核药品及显微镜等提供无偿资金援助的申请。本无偿资金援助的目的是通过采购中方 2003 年计划必要的物资和器材,对该计划进行支援。

2 对象地区

本计划的对象地区是九个省、三个自治区 (河南、云南、贵州、广西、山西、陕西、青海、内蒙古、四川、安徽、江西、西藏)。各省区的项目对象县数如附件 1 所示。中国方面在调查团逗留中国的期间内提供对象县清单。但是,关于达米恩基金会开展活动的西藏自治区内 38 个县以及内蒙古自治区的 12 个县的前提条件是,中方与该基金会协商,修改该基金会计划的有关内容,并以书面确认,中国方面在三月底以前将结果告知 JICA 中国事务所。

3 负责机构及实施机构

3-1 负责机构

中华人民共和国对外贸易经济合作部

3-2 实施机构

中华人民共和国卫生部

4 申请内容

中方通过与调查团的协商,最后申请的药品、材料、设备内容如附件 2 所示。

5 援助的基本方针

今后 JICA 将通过现场调查及日本国内分析研究,验证此申请内容的妥当性,判断为适合于无偿资金援助时,建议日本政府批准。但是有关本计划物资和器材的品种及数量,要经过在日本国内进行的分析研究,并考虑日本政府的本计划预算,作出最后的决定。

6 日本无偿资金援助的制度

本调查团就附件 3 所示的日本无偿资金援助的制度再次进行说明,中国方面对此有了充分的理解。并且中国方面表明,本计划的无偿资金援助一旦实施,为使援助顺利进行,中方理解并执行附件 4 所述中方应采取的必要措施。

7 今后调查计划

7-1 本调查团将继续调查到 2002 年 3 月 16 日。

7-2 JICA 编写器材项目简易调查报告书，于 2002 年 6 月左右交付中国方面。

8 其它协商事项

8-1 所采购药品、材料、设备的使用

通过本计划的实施所采购的抗结核药品等，双方确认了按照 DOTS 策略免费供于使用，并采取防止转卖的措施。另外，双方再次确认，中方对物资和器材做好适当的管理，每个季度汇总使用状况，根据 2000 年 11 月 16 日签署的《贫困地区结核病控制计划》会谈纪要的确认事项（附属文件 8-5③），向日本国驻华使馆和 JICA 中国事务所方面提交。

8-2 结核病对策实施情况的评价和督导

中国方面说明，关于结核病对策的实施情况，准备由中国方面有关人员以及外部专家定期进行评价和督导。另外，在 DOTS 启动阶段要开展较集中的督导工作。同时双方确认，本计划实施和督导工作上继续和世界卫生组织密切配合。中方与世界卫生组织合作实施督导并进行评价，将结果向日本驻华使馆和 JICA 中国事务所通报。

8-3 确保项目运转经费

中国方面保证，尽快完善为有效使用通过本计划采购的物资和器材所必要的实施体系，并确保为完善设施、确保人员、人员培训、检查费、管理费、督导费及维护管理费用等实施结核病对策时必要的经费。

8-4 提供培训计划

日本方面对中国方面要求提供在 2002 年和 2003 年对省级、地区级以及县级人员进行的具体培训计划（包括人数、时期、天数等内容）。中国方面在四月上旬以前汇编培训计划向日方提供。

8-5 技术合作

为了适当地利用所采购的物资和器材，并在对象地区依照 DOTS 策略有效实施结核病控制措施及评价工作，中国方面再次指出派遣结核病对策领域的日本专家和在日本接受进修人员的必要性。中方表示今后世界卫生组织等外部专家进行评价调查时，希望日本专家也参加。同时，中方对正式技术合作申请必须通过驻华日本大使馆和 JICA 中国事务所的外交途径表示理解。

8-6 对中国国民的宣传

日本方面要求，本计划是通过日本无偿资金援助实施的，为了使中国地区居民对此有更加广泛的了解，在本计划采购的抗结核病药物等的包装上应标明日本援助的字样，并在项目对象单位挂牌匾，同时由中方进行必要的宣传活动。

中方保证，将在中国国内通过报纸和电视等新闻媒介广泛地宣传日本通过无偿资金援助方式对本项目进行支援，尽量努力取得中国国民的理解。

8-7 抗结核药品质量的保证

日方指出进一步提高抗结核药品质量的必要性，中方也表示同意。

8-8 抗结核药品的交货期

考虑抗结核药品的有效期限，日方建议药品的分期交货，中方对日方表示希望分两批分期交货。

8-9 增值税（以下简称“VAT”）

于2001年9月中国政府决定：通过日本无偿资金援助在中国国内采购中国产品的时候，免征对其发生的VAT。该措施可适用于本计划。详细内容如附件5所示。

- 附件 1 各省对象县数
- 附件 2 申请药品、材料、设备清单
- 附件 3 日本无偿资金援助的制度
- 附件 4 中日两国政府的主要负担事项
- 附件 5 有关增值税的措施

各省对象县数

省名	2002 年开始地市、县		2003 年开始地市、县	
	地市	县	地市	县
四川省	7	10	*	22
青海省	8	23	*	7
河南省	18	78	*	38
内蒙古自治区	9	30	*	22
江西省	3	11	*	29
陕西省	6	18	*	30
安徽省	14	24	*	26
贵州省	9	31	*	16
云南省	13	30	*	25
山西省	11	40	*	20
广西壮族自治区	11	20	*	20
西藏自治区	0	0	*	50
合计	109	315	*	305

*关于 2003 年启动的地市数及名称，在调查团逗留中国的期间和对象县清单一起提供。

S.F.

M.S.

申请药品、材料、设备清单

抗结核药品 (异烟肼、利福平、吡嗪酰胺、乙胺丁醇及链霉素)
溶解液和注射器
痰涂片检查用双目显微镜
宣传教育用小册子
宣传画
牌匾

计算标准

对象：2003 年在对象地区内所报告的涂阳病人以及初治重症涂阴病人

		2002 年启动的对象县	2003 年启动的对象县
抗结核药品*	涂阳病人数	31/10 万人	27/10 万人
	初治与复治比	5.5 : 4.5	4.5 : 5.5
	初治涂阳病人治疗 2 个月后未 阴转率	20%	20%
	复治涂阳病人治疗 2 个月后未 阴转率	30%	30%
	初治重症涂阴病人	初治涂阳病人的 20%	初治涂阳病人的 20%
痰涂片检查用双目显微镜		无	地市级：2 台 县级：人口 50 万以上 2 台、50 万以下 1 台

*西藏、青海、内蒙 (12 个县) 的报告实际数为依据。

5/11

M.S.

日本无偿资金援助制度

1. 无偿资金援助实施的程序

我国的无偿资金援助按照如下程序进行。

第一阶段的“申请”是：日本国政府（外务省）根据受援国提出的申请书，研究其作为无偿援助的适当性，如果确认该项目的优先度较高，指示 JICA 进行调查。

第二阶段的“调查（基本设计调查）”由 JICA 实施，不过 JICA 原则上采取与我国咨询单位签订合同的方法进行该调查。

第三阶段的“审查与批准”是：根据在第二阶段 JICA 编写的基本设计调查报告书，日本政府审查该项目做为无偿资金援助是否合适，然后向日本内阁会议上报批准。

内阁会议所批准的项目，在第四阶段由两国政府签署交换公文（E/N）正式决定，无偿资金援助就付诸实施。

实施无偿援助时，对招标、合同手续及其他事项，JICA 对受援国政府给予协助。

2. 调查的地位

1) 调查的内容

JICA 进行的调查（基本设计调查）是：对申请的背景、目的、效果及项目实施所需维护管理能力等开展调查；同时在技术、社会、经济等方面验证该项目的适当性；然后与受援国政府协商项目基本设想，双方对其进行确认；同时进行项目基本设计和费用概算。但是，其目的是为日本政府提供做为无偿援助审批项目时所需的基本资料（判断的材料）。

当然，申请内容并不是全部不变地成为援助对象，考虑日本无偿援助的制度等，对项目基本设想进行确认。

另外，做为无偿援助实施项目时，我国从希望受援国自主努力的立场出发，

要求受援国方面也采取有关的必要措施，而即使该措施超过主管实施机构所管辖的范围，也向该机构要求保证实施该措施。最终，以会谈纪要当作与对方政府一切有关机构的确认。

2) 咨询单位的选定

关于通过政府换文决定实施无偿资金援助之后要签订的咨询单位合同，因为需要保持基本设计调查与详细设计工作在技术上的连贯性，JICA 向受援国政府推荐该咨询公司。

3. 无偿资金援助方式

(1) 什么叫无偿援助？

无偿援助是不要求受援国偿还地向其提供资金的援助，根据日本的有关法规，按照以下原则提供为采购有利于受援国自身的经济社会发展计划的设施、器材及服务（技术和运输等）所需资金。我国不采取直接采购器材和设备等以实物提供的方式。

(2) 交换公文的签署

实施无偿资金援助时，需要政府之间达成协议，签署交换公文（E/N）。在 E/N 中，该项目的目的、援助期限、实施条件、援助限额等得到确认。

(3) 援助期限

“援助期限”在日本举行内阁会议批准的该会计年度内。在此期间必须完成从签署交换公文到签订咨询单位合同及承包单位合同直至最终付款的全部工作。

但是，如因气象等不可抗力的原因造成运输、安装、施工等的迟误，根据两国间的协议可延长一年（一个财政年度）。

(4) 关于利用无偿援助资金所采购的产品和劳务，原则上应合理地且专门地采购日本国和受援国的产品以及日本国民和受援国国民的劳务。这里所说的“日本国民”一词，表示日本国的自然人或其支配的日本国的法人。

但是两国政府认为有必要时，无偿资金援助也可用于购买第三国（日本国和受援国以外）的产品和运输等劳务。但是，本着无偿援助原则，实施援助时的首要承包单位，及咨询公司、施工公司、以及器材采购公司只限于“日本国民”。

(5) “合同的核定”的必要性

受援国政府（或政府指定的机构）同“日本国民”以“日元”缔约合同，并须经日本国政府“核定”。本规定以无偿援助资金来源于日本国民的税金为依据。

(6) 要求受援国采取的措施

实施无偿资金援助时，要求受援国政府采取下列措施。

- 1) 就设施建设项目，落实建筑设施所需土地，并平整用地。
- 2) 平整用地时，应同时整建牵到用地的供电、供水、排水及其他附带设施。
- 3) 就提供物资和器材等项目，应确保所需建筑物等。
- 4) 原则上应负担利用无偿援助购买的产品在港口卸货、结关及国内运输所发生的经费，并确保迅速实施。
- 5) 免除日本国民根据核定合同采购的产品及服务的关税、国内税款及其他财政税捐。
- 6) 对根据核定合同提供服务的日本国民，为执行其工作而入境和居留，提供必要的方便。

7) “适当的使用”

保证根据无偿资金援助所建设的设施及所购买的器材为本项目的实施得到适当而有效的维护和使用，并确保为此所需的人员等。

同时，负担为实施项目必需的无偿援助范围以外的维护、管理费等全部费用。

8) “再出口”

利用无偿援助资金购买的产品不应该从受援国再出口。

9) 银行协定

a) 受援国政府或“受指定的机构”必须在日本国内的银行开设受援国政府名义的帐户。日本国政府根据经核定的合同把受援国政府或受指定的机构用于偿还债务的资金以日元汇到上述帐户，以此执行无偿资金援助。

b) 根据受援国政府或受指定的机构发行的“支付授权书”，银行向日本国政府提交付款通知单时，日本政府执行缴付。

10) 支付授权书

对缔结协定的银行，受援国政府应负担支付授权书通知手续费及支付手续费。

中日两国政府的主要分担事项

	负担事项	日本	中国
1	根据银行协定(B/A)的手续费 ① 支付授权书(A/P)发行手续费 ② 支付手续费		● ●
2	① 用赠款采购的产品自日本到中国的运输 ② 负担有关港口卸货和报关的经费, 并促进手续迅速办理 ③ 用赠款采购的产品到计划对象省会的国内运输经费 ④ 用赠款采购的产品在计划对象省内的国内运输经费	● ●	● ●
3	根据合同采购的产品和劳务中, 免征向日本国民征收的关税、国内税款及其他财政税捐		●
4	对根据已核定的合同而提供的日本国民的劳务, 为其履行工作而入境和逗留提供必要的方便		●
5	为了实施本计划, 合理、有效地维护并使用利用无偿援助资金购置的器材, 负担需要的费用		●
6	日本无偿资金援助中没有包括的、器材安装费等其它所需经费		●

5/11

H. S.

有关免征增值税 (VAT) 的手续

中华人民共和国对外贸易经济合作部

Ministry of Foreign Trade & Economic Cooperation
No. 2, Dong Chang an Avenue, Beijing, 100731
People's Republic of China

外经贸国际司函[2001]308号

日本国驻中华人民共和国大使馆:

对外贸易经济合作部国际经贸关系司向贵大使馆表示敬意。

关于日本政府对华无偿援助项目在华采购中国产品的增值税问题, 经我部与财政部、国家税务总局协商, 并报国务院批准, 决定采取免征增值税的措施, 本措施适用于自 2001 年度开始实施的所有无偿援助项目。现将具体实施办法正式通报如下:

1、由中标商社向外经贸部国际司、财政部税政司、国家税务总局流转税司同时提交在华采购中国产品的情况明细(加盖单位公章)。内容包括: 采购产品的名称、价格、数量、型号, 生产厂家的名称、地址、电话、联系人(见附表)以及采购人与厂家签订的买卖合同。向外经贸部提交的材料需由中方项目代理公司进行初步审核。

(注: 如中标商社委托他人采购, 需提交实际采购人资料, 内容包括单位名称、地址、联系人及联系电话, 委托其采购的委托协议)

2、中方项目代理公司初步核对无误后, 附审核证明报外经贸部国际司。外经贸部国际司再次审核后, 向税务总局流转税司出具证明并

提出予以免税的要求；同时，国家税务总局将通过地方税务部门向有关厂家核实买卖合同情况。

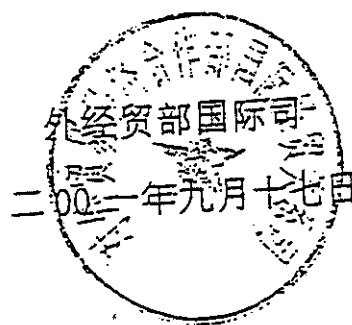
3、国家税务总局根据外经贸部出具的文件及地方税务部门核实报告，核对无误后，向有关地方税务部门下发针对该项目项下采购的中国产品予以免征和抵扣增值税的批件并抄送外经贸部。

4、供货厂家向税务部门提交免税申请并附货物实际销售凭证，经主管税务部门与原始资料（即 1 项中的产品情况明细有关内容）核对无误后，根据国家税务总局下发的文件，予以免税。

5、为维护国家免税政策的严肃性以及具体操作程序的规范性，采购人向中国政府部门提交产品情况明细等资料后，其内容原则上不允许随意更改，如有特殊情况，需另行按程序报送审批。

以上为日本政府对华无偿援助项目在华采购物资免征增值税的暂行办法，请贵国政府依此通告日本国内有关机构和单位。

顺致最崇高的敬意！



参考資料

No.	標題	種類
1	中国衛生年鑑2001、人民衛生出版社	書籍
2	Pharmacopoeia of the People's Republic of China, Volume II(English Edition 2000)、Chemical Industry Press	書籍
3	全国結核病治規則(2001 - 2010年)、2001 - 2005年実施方(邦訳)	コピー
4	Stop TB Progress Report, WHO/WPRO, Third Meeting of TAG, Feb. 17-19, 2002,Osaka	コピー
5	Sustainability Study on Tuberculosis Control in China, Dep. Of Disease Control, MOH, China, December, 1999	コピー
6	Confronting the Challenge of Tuberculosis in China, Draft Report, WHO/WPRO, Office of the WHO Representative, China, June 2, 2000	コピー
7	WB Report, China, September 27, 2001	コピー
8	中華人民共和國行政区図、中国年鑑1997年版	コピー
9	電力工業の第10次5ヵ年計画	コピー
10	中国旅遊年活動集錦97	コピー

入手資料

No.	標題	種類
1	WHO Report 2001, Global TB Control、World Health Organization Geneva	書籍
2	STOP TB, Crisis in the Western Pacific Region、China: Looking Forward	冊子
3	Project Implementation Plan for WB/DFID China TB Control Project、November 9, 2001, Expert Group of the WB/DFID China TB Control Project	コピー
4	Inner Mongolia TB Control Programme, Plan of Action 2002、DFB	コピー
5	Tibet, Plan of Action 2002、DFB	コピー
6	Inner Mongolia, 5-year plan 2003-2007, DFB	コピー
7	Tibet, 5-year plan 2003-2007, DFB	コピー
8	Qinghai, 5-year plan 2003-2007, DFB	コピー
9	中国結核病控制 日本援助項目、2001 - 2002年度状況総括、衛生部	コピー
10	National Center for Tuberculosis Control and Prevention (Draft)	コピー
11	全国結核病防治規則(2001 - 2010年)、2001年10月、國務院	冊子
12	各省2003年日本援助項目県基本状況、CDC	コピー
13	全国結核病治規則(2001 - 2010年)、2001 - 2005年実施案	コピー
14	中国結核病控制 日本援助項目、2001 - 2002年実施計画、10省	コピー
15	安徽省 中国結核病控制 日本援助項目 工作情况	コピー
16	安徽省 2002年結核病控制プロジェクト参加県調査書、20県	コピー
17	安徽省 2003年結核病控制プロジェクト参加希望・誓約書	コピー
18	安徽省中国結核病控制 日本援助項目 研修資料材料編、2001年10月	冊子
19	安徽省中国結核病控制 日本援助項目 研修資料、2001年12月	冊子
20	安徽省結核病控制項目工作旬報 1期(2001年11月15日)2期(2001年12月30日)3期(2002年1月24日)	コピー
21	市場調査表、結核予防抑制センター	コピー
22	Draft Executive Summary: Production, Quality Assurance and Procurement of Anti-tuberculosis Drug in China, WHO, March 29, 2001	コピー
23	Operational Principles for Good Pharmaceutical Procurement, WHO/UNICEF/UNFPA/WB, 1999	コピー

	河南省県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	10	焦作市	焦作市	オリンパス	1998	
2	21	洛阳市	洛阳市	オリンパス	1998	
3	22	洛阳市	新安县	不詳	1997	双眼
4	28	漯河市	漯河市	xsp-4c	1998	
5	29	漯河市	临颖县	xsp-4c	1999	
6	48	濮阳市	濮阳市	xsp	1998	
7	52	三门峡市	义马市	xsbs-211	1998	
8	59	商丘市	睢县	Galen	1997	
9	74	许昌市	许昌市	bausch	1993	
10	81	郑州市	新郑县	オリンパス	1998	
11	82	郑州市	登封市	xsbs-l07bn	1999	
12	96	驻马店地区	西平县	Galen	1997	
13	97	驻马店地区	上蔡县	不詳	1995	双眼

	江西省県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	1	抚州#	宜黄	国産不詳	1995	双眼
2	2	抚州	南丰	国産不詳	1999	双眼
3	3	抚州	金溪	国産不詳	1999	双眼
4	6	赣州	龙南	オリンパス	1993	
5	7	赣州	信丰	オリンパス	1993	
6	14	吉安	吉水	不詳	1997	双眼
7	18	九江	彭泽	劍橋	1994	
8	20	九江	浔阳	重光	1993	
9	23	九江	永修	国産不詳	1994	双眼
10	24	九江	湖口	国産不詳	1994	双眼

	安徽省県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	2	安庆市	枞阳	重慶	1999	
2				重慶	1999	
3	3	安庆市	岳西	德国	1995	
4	27	合肥市	市区	XSZ-G	2000	
5	31	淮北市	濉溪县	德国	1996	
6	35	黄山市	歙县	国産	86-97	単/双 5台可動
7	39	马鞍山	向山区	国産	不詳	単/双 6台可動
8	42	宿州	埇桥区	上海	2000	
9	43	铜陵市	铜官山区	国産	2000	

	貴州省県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	23	黔东南州	三穗县	国産	1998	
2	25	黔东南州	丹寨县	重慶	1998	
3	36	黔西南州	普安县	上海	1996	単/双 3台可動

	雲南省県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	1	保山地区	施甸县	オリンパス	1998	
2	3	楚雄州	武定县	オリンパス	1992	
3	6	楚雄州	双柏县	オリンパス	1993	
4	15	德宏州#	潞西市	オリンパス	1992	
5	16	迪庆州#	中甸县	オリンパス	1993	
6	18	红河州	石屏县	オリンパス	1993	
7	29	怒江州	福贡县	オリンパス	1999	
8	39	思茅地区	普洱县	オリンパス	1993	

	広西チワン族自治区県No.	地区	県	顕微鏡機種	導入時期(年)	備考
1	16	河池地区	南丹县	日本、梧州	86-92	単/双 6台可動

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	阿坝州	小金县		●	78,932		1
2	阿坝州	金川县		●	70,277		1
3	阿坝州	理县		●	45,143		1
4	阿坝州	红原县		●	37,106		1
5	阿坝州	汶川县		●	113,118		1
6	阿坝州	松潘县		●	69,368		1
7	阿坝州	若尔盖县		●	65,963		1
8	阿坝州	阿坝县		●	60,196		1
9	阿坝州	茂县	●		104,685		
10	甘孜州	炉霍县		●	39,491		1
11	甘孜州	道孚县		●	47,090		1
12	甘孜州	炉定县		●	78,621		1
13	甘孜州	丹巴县		●	57,694		1
14	甘孜州	雅江县		●	41,574		1
15	甘孜州	巴塘县		●	45,676		1
16	甘孜州	康定县	●		108,831		
17	乐山市	金口河区		●	57,417		1
18	乐山市	马边县		●	178,400		1
19	乐山市	沐川县	●		263,268		
20	乐山市	峨边县	●		150,291		
21	凉山区	宁南县		●	174,812		1
22	凉山区	普格县		●	143,723		1
23	凉山区	布拖县		●	142,225		1
24	凉山区	甘洛县	●		180,349		
25	泸州市	龙马潭区	●		481,967		
26	泸州市	江阳区	●		603,237		
27	雅安市	天全县		●	146,932		1
28	雅安市	芦山县		●	125,977		1
29	雅安市	荣经县	●		139,926		
30	宜宾市	兴文县	●		437,398		
31	宜宾市	筠连县	●		387,647		
		合計				0	21

青海省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	果洛州	久治县		●	20,383		1
2	果洛州	玛多县		●	13,081		1
3	果洛州	玛沁县	●		35,907		
4	果洛州	班玛县	●		21,627		
5	海北州	门源县	●		161,336		
6	海北州	祁连县	●		49,555		
7	海北州	刚察县	●		46,292		
8	海东地区	平安县	●		118,829		
9	海东地区	民和县	●		382,401		
10	海东地区	乐都县	●		326,046		
11	海东地区	互助县	●		402,951		
12	海东地区	化隆县	●		234,556		
13	海东地区	循化县	●		115,858		
14	海南州	贵德县	●		100,019		
15	海南州	贵南县	●		66,795		
16	海南州	共和县	●		129,488		
17	海西州	德令哈市		●	65,504		1
18	海西州	乌兰县	●		41,783		
19	海西州	都兰县	●		65,576		
20	黄南州	河南县		●	31,124		1
21	黄南州	同仁县		●	71,241		1
22	黄南州	尖扎县	●		52,482		
23	西宁市	湟中县	●		499,347		
24	西宁市	湟源县	●		148,135		
25	西宁市	大通县	●		452,154		
26	玉树州	治多县		●	23,970		1
27	玉树州	曲麻莱县		●	23,560		1
28	玉树州	玉树县	●		75,434		
29	玉树州	囊谦县	●		64,790		
30	玉树州	称多县	●		44,120		
合計						0	7

河南省 各県別顕微鏡配布

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	安阳市	内黄县		●	700,580		2
2	安阳市	林州	●		999,914		
3	安阳市	汤阴	●		453,900		
4	安阳市	滑县	●		1,216,040		
5	安阳市	安阳(含4区)	●		744,378		
6	鹤壁市	淇县	●		257,185		
7	鹤壁市	浚县	●		646,756		
8	鹤壁市	鹤壁	●		493,911		
9	济源市	济源	●		665,583		
10	焦作市	焦作市		●	748,244		1
11	焦作市	修武县		●	294,716		1
12	焦作市	温县	●		407,090		
13	焦作市	博爱	●		428,441		
14	焦作市	武陟	●		645,294		
15	焦作市	孟州	●		344,973		
16	开封市	通许	●		591,208		
17	开封市	尉氏	●		864,786		
18	开封市	兰考	●		738,506		
19	开封市	杞县	●		1,064,311		
20	开封市	开封(含5区)	●		789,257		
21	洛阳市	洛阳市		●	1,462,179		1
22	洛阳市	新安县		●	486,400		0
23	洛阳市	伊川	●		735,220		
24	洛阳市	汝阳	●		425,156		
25	洛阳市	偃师	●		830,898		
26	洛阳市	孟津	●		446,527		
27	洛阳市	栾川	●		316,421		
28	漯河市	漯河市		●	344,538		0
29	漯河市	临颖县		●	705,922		1
30	漯河市	郾城	●		925,261		
31	漯河市	舞阳	●		622,132		
32	南阳市	镇平县		●	955,542		2
33	南阳市	唐河	●		1,317,524		
34	南阳市	新野	●		760,066		
35	南阳市	桐柏	●		439,796		
36	南阳市	邓州	●		1,572,627		
37	南阳市	方城	●		999,544		
38	南阳市	西峡	●		426,526		
39	南阳市	内乡	●		641,697		
40	南阳市	社旗	●		643,172		
41	南阳市	南阳(含2区)	●		1,672,546		
42	平顶山市	宝丰县		●	487,633		1
43	平顶山市	鲁山县		●	840,388		2
44	平顶山市	郟县	●		570,934		
45	平顶山市	汝州	●		950,849		
46	平顶山市	叶县	●		866,175		
47	平顶山市	平顶山(含3区)	●		878,364		
48	濮阳市	濮阳市		●	483,729		0
49	濮阳市	清丰县		●	690,513		2
50	濮阳市	濮阳县		●	1,094,734		2
51	濮阳市	南乐	●		499,814		
52	三门峡市	义马市		●	153,676		0

河南省 各縣別顯微鏡配布

53	三门峡市	灵宝	●		737,186		
54	三门峡市	卢氏	●		379,372		
55	三门峡市	渑池	●		337,177		
56	商丘市	商丘市		●	1,485,600		2
57	商丘市	虞城市		●	1,092,474		2
58	商丘市	民权县		●	879,629		2
59	商丘市	睢县		●	790,567		1
60	商丘市	夏邑县		●	1,101,308		2
61	商丘市	柘城	●		948,251		
62	商丘市	永城	●		1,345,816		
63	新乡市	获嘉县		●	394,153		1
64	新乡市	原阳县		●	644,904		2
65	新乡市	长垣县		●	780,808		2
66	新乡市	卫辉市		●	490,817		1
67	新乡市	新乡	●		433,020		
68	新乡市	辉县	●		793,572		
69	信阳市	潢川县		●	793,751		2
70	信阳市	光山县		●	803,613		2
71	信阳市	罗山	●		748,807		
72	信阳市	新县	●		338,872		
73	信阳市	信阳(含2区)	●		1,399,343		
74	许昌市	许昌市		●	364,466		0
75	许昌市	鄢陵县		●	625,386		2
76	许昌市	襄城	●		811,134		
77	许昌市	禹州	●		1,193,507		
78	许昌市	许昌	●		809,287		
79	许昌市	长葛	●		687,804		
80	郑州市	荥阳县		●	666,168		2
81	郑州市	新郑县		●	625,181		1
82	郑州市	登封市		●	627,543		1
83	郑州市	巩义	●		805,970		
84	郑州市	新密	●		755,412		
85	郑州市	中牟	●		683,455		
86	周口地区	西华县		●	867,610		2
87	周口地区	淮阳县		●	1,335,109		2
88	周口地区	沈丘县		●	1,213,072		2
89	周口地区	郸城	●		1,287,858		
90	周口地区	太康	●		1,146,090		
91	周口地区	项城	●		1,139,893		
92	周口地区	周口	●		333,315		
93	周口地区	扶沟	●		720,659		
94	周口地区	鹿邑	●		1,146,090		
95	驻马店地区	确山县		●	602,170		2
96	驻马店地区	西平县		●	845,011		1
97	驻马店地区	上蔡县		●	1,350,106		1
98	驻马店地区	新蔡县		●	1,019,129		2
99	驻马店地区	正阳县		●	750,299		2
100	驻马店地区	泌阳	●		946,688		
101	驻马店地区	汝南	●		844,637		
102	驻马店地区	平舆	●		935,568		
103	驻马店地区	遂平	●		619,617		
		合計				0	54

内蒙古自治区 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	巴彥淖尔盟	五原县		●	311,303		1
2	巴彥淖尔盟	杭锦后旗	●		322,143		
3	包头市#	达茂旗		●	116,407	2	1
4	包头市	固阳县		●	220,497		1
5	赤峰市	宁城县	●		620,074		
6	赤峰市	敖汉旗	●		606,603		
7	赤峰市	阿鲁科尔沁旗	●		308,454		
8	赤峰市	松山区	●		550,694		
9	赤峰市	巴林右旗	●		184,212		
10	赤峰市	林西县	●		251,265		
11	赤峰市	克什克腾旗	●		266,489		
12	赤峰市	喀喇沁旗	●		382,737		
13	呼和浩特市	托克托县		●	194,966		1
14	呼和浩特市	和林格尔县		●	192,758		1
15	呼和浩特市	土左旗	●		357,604		
16	呼伦贝尔盟	海拉尔市		●	241,327		1
17	呼伦贝尔盟	满州里市		●	162,575		1
18	呼伦贝尔盟	莫力达瓦自治旗	●		298,637		
19	呼伦贝尔盟	鄂伦春自治旗	●		328,535		
20	呼伦贝尔盟	牙克石市	●		435,455		
21	通辽市	科尔沁区	●		810,295		
22	通辽市	奈曼旗	●		437,365		
23	通辽市	科左中旗	●		574,933		
24	通辽市	科左后旗	●		408,710		
25	通辽市	开鲁县	●		395,422		
26	通辽市	扎鲁特旗	●		308,395		
27	通辽市	库伦旗	●		181,339		
28	乌海市	乌海市(含3区)*	●		417,110		
29	乌兰察布盟	商都		●	345,337		1
30	乌兰察布盟	兴和县		●	300,762		1
31	乌兰察布盟	四子王旗		●	217,100		1
32	乌兰察布盟	察右中旗	●		227,618		
33	乌兰察布盟	察右后旗	●		220,410		
34	兴安盟	扎赉特旗	●		404,232		
35	兴安盟	科右前旗	●		383,364		
36	兴安盟	科右中旗	●		249,791		
37	兴安盟	突泉县	●		318,574		
38	伊克昭盟	杭锦旗	●		137,636		
		合計				2	10

江西省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	抚州#	宜黄		●	214,177	2	0
2	抚州	南丰		●	275,048		0
3	抚州	金溪		●	252,907		0
4	赣州	兴国		●	676,793		2
5	赣州	南康		●	787,318		2
6	赣州	龙南		●	302,178		0
7	赣州	信丰		●	664,443		1
8	赣州	石城县	●		291,627		
9	赣州	瑞金市	●		592,160		
10	赣州	宁都县	●		710,055		
11	赣州	于都县	●		835,720		
12	赣州	安远县	●		333,948		
13	吉安#	吉州		●	302,318	2	1
14	吉安	吉水		●	449,316		0
15	吉安	泰和		●	510,129		2
16	吉安	安福		●	382,443		1
17	景德镇#	乐平		●	771,325	2	2
18	九江	彭泽		●	340,429		0
19	九江	星子		●	227,330		1
20	九江	浔阳		●	276,431		0
21	九江	庐山		●	227,534		1
22	九江	德安、共青		●	214,180		1
23	九江	永修		●	348,955		0
24	九江	湖口		●	268,419		0
25	九江	九江县	●		346,383		
26	九江	武宁县	●		385,702		
27	九江	瑞昌市	●		425,275		
28	九江	修水县	●		786,874		
29	九江	都昌县	●		693,382		
30	南昌#	安义		●	247,869	2	1
31	萍乡#	芦溪		●	280,379	2	1
32	萍乡	安源		●	365,434		1
33	上饶	玉山		●	542,515		2
34	上饶	德兴		●	315,010		1
35	上饶	铅山县	●		411,802		
36	新余#	渝水		●	769,464	2	2
37	宜春#	宜丰		●	274,647	2	1
38	宜春	上高		●	340,102		1
39	宜春	丰城		●	1,260,325		2
40	鹰潭#	余江		●	341,488	2	1
		合計				16	27

陕西省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	安康市	嵐皋县		●	181,071		1
2	安康市	白河县		●	219,261		1
3	安康市	平利县	●		235,965		
4	安康市	旬阳县	●		462,476		
5	安康市	石泉县	●		188,057		
6	宝鸡市	扶风县	●		458,703		
7	宝鸡市	陇县	●		246,968		
8	宝鸡市	眉县	●		302,275		
9	宝鸡市	麟游县	●		87,734		
10	宝鸡市	岐山县	●		693,838		
11	宝鸡市	宝鸡县	●		737,859		
12	汉中市	城固县	●		515,567		
13	汉中市	洋县	●		451,859		
14	汉中市	南郑县	●		543,686		
15	汉中市	勉县	●		431,275		
16	商洛市	洛南县		●	469,199		1
17	商洛市	丹凤县		●	310,157		1
18	商洛市	商南县		●	244,367		1
19	商洛市	山阳县	●		436,445		
20	商洛市	商州市	●		553,794		
21	铜川市#	印台区		●	244,686	2	1
22	铜川市	耀县		●	309,144		1
23	铜川市	宜君县		●	98,097		1
24	渭南市	潼关县		●	150,167		1
25	渭南市	大荔县		●	731,071		2
26	渭南市	蒲城县		●	768,358		2
27	渭南市	白水县		●	289,596		1
28	渭南市	富平县		●	799,506		2
29	渭南市	韩城县	●		387,664		
30	西安市#	临潼区		●	700,157	2	2
31	西安市	蓝田县		●	663,072		2
32	西安市	周至县		●	655,836		2
33	西安市	户县		●	596,120		2
34	咸阳市	泾阳县		●	512,713		2
35	咸阳市	乾县		●	572,215		2
36	咸阳市	永寿县		●	192,269		1
37	咸阳市	彬县		●	333,548		1
38	咸阳市	武功县		●	425,833		1
39	咸阳市	兴平市		●	574,238		2
40	咸阳市	礼泉县	●		466,149		
41	咸阳市	长武县	●		175,584		
42	延安市#	延长县		●	146,754	2	1
43	延安市	富县		●	149,291		1
44	延安市	洛川县		●	201,549		1
45	杨陵示范区#	杨陵区		●	132,350	2	1
46	榆林市#	榆阳区		●	423,881	2	1
47	榆林市	神木县		●	381,562		1
48	榆林市	府谷县		●	221,077		1
		合計				10	40

安徽省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	安庆市	市区		●	585,529		2
2	安庆市	枞阳		●	986,154		0
3	安庆市	岳西		●	411,411		0
4	安庆市	桐城		●	801,250		2
5	安庆市	宿松		●	808,441		2
6	安庆市	太湖县	●		585,927		
7	安庆市	怀宁县	●		805,456		
8	蚌埠市	固镇		●	647,164		2
9	蚌埠市	五河县	●		698,179		
10	蚌埠市	怀远县	●		1,270,424		
11	巢湖#	居巢区		●	850,147	2	2
12	池州地区	贵池区		●	534,167		2
13	池州地区	石台县	●		115,154		
14	池州地区	东至县	●		549,132		
15	滁州市	琅琊区		●	210,585		1
16	滁州市	南谯区		●	51,362		1
17	滁州市	定远		●	914,247		2
18	滁州市	明光市	●		630,289		
19	滁州市	天长市	●		618,991		
20	阜阳市	颖州区		●	595,801		2
21	阜阳市	颖东区		●	561,389		2
22	阜阳市	太和		●	1,540,866		2
23	阜阳市	阜南		●	1,492,585		2
24	亳州市	涡阳县	●		1,374,177	2	
25	亳州市	蒙城县	●		1,174,342		
26	阜阳市	界首市	●		744,095		
27	合肥市	市区		●	1,379,588		1
28	合肥市	肥东		●	1,129,968		2
29	合肥市	肥西县	●		980,000		
30	合肥市	长丰县	●		983,524		
31	淮北市	濉溪县		●	1,088,878		1
32	淮北市	相山区	●		297,991		
33	淮南市	凤台县	●		681,181		
34	黄山市#	屯溪区		●	153,059	2	1
35	黄山市	歙县		●	513,622		0
36	六安地区	叶集区		●	154,087		1
37	六安地区	金寨县	●		651,641		
38	六安地区	霍山县	●		376,245		
39	马鞍山	向山区		●	172,577		0
40	马鞍山	当涂县	●		685,223		
41	宿州	泗县	●		843,598		
42	宿州	埇桥区		●	1,746,314		1
43	铜陵市	铜官山区		●	308,173		0
44	铜陵市	铜陵县	●		327,427		
45	芜湖市	市区		●	652,916		2
46	芜湖市	繁昌县	●		479,894		
47	宣城地区	宁国		●	390,353		1
48	宣城地区	泾县	●		374,794		
49	宣城地区	绩溪县	●		190,092		
50	宣城地区	宣州市	●		853,963		
		合計				6	34

貴州省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	安顺市	普定县		●	420,245		1
2	安顺市	镇宁县		●	358,611		1
3	安顺市	西秀区	●		754,875		
4	毕节地区	黔西县		●	818,508		2
5	毕节地区	毕节市	●		1,197,767		
6	毕节地区	织今县	●		556,387		
7	毕节地区	金沙县	●		575,355		
8	毕节地区	大方县	●		936,882		
9	贵阳市	清镇县		●	509,102		2
10	贵阳市	息烽县		●	254,962		1
11	贵阳市	花溪区	●		309,910		
12	贵阳市	乌当区	●		282,651		
13	贵阳市	开阳市	●		414,803		
14	贵阳市	南明区	●		444,550		
15	贵阳市	云岩区	●		474,919		
16	贵阳市	白云区	●		159,723		
17	贵阳市	小河镇	●		113,185		
18	贵阳市	修文县	●		296,850		
19	六盘水市	六枝特区		●	620,866		2
20	六盘水市	盘县	●		1,060,639		
21	六盘水市	钟山区	●		394,591		
22	黔东南州	施秉县		●	153,367		1
23	黔东南州	三穗县		●	204,524		0
24	黔东南州	镇远县		●	252,188		1
25	黔东南州	丹寨县		●	161,483		0
26	黔东南州	雷山县		●	146,896		1
27	黔东南州	凯里县	●		426,722		
28	黔东南州	晴隆县	●		270,627		
29	黔南州	福泉县	●		294,674		
30	黔南州	独山县	●		329,189		
31	黔南州	贵定县	●		286,278		
32	黔南州	都匀市	●		472,017		
33	黔南州	惠水县	●		411,486		
34	黔南州	长顺县	●		236,112		
35	黔西南州	兴义市		●	723,282		2
36	黔西南州	普安县		●	254,551		0
37	铜仁地区	江口县		●	222,090		1
38	铜仁地区	思南县	●		588,207		
39	铜仁地区	市阡县	●		358,418		
40	铜仁地区	铜仁县	●		311,776		
41	遵义市	遵义县		●	1,379,897		2
42	遵义市	湄潭县		●	470,683		1
43	遵义市	红花岗区	●		478,340		
44	遵义市	余庆县	●		278,919		
45	遵义市	赤水市	●		298,405		
46	遵义市	仁怀市	●		559,911		
47	遵义市	绥阳县	●		484,040		
合計						0	18

雲南省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	保山地区	施甸县		●	329,745		0
2	保山地区	騰冲县	●		590,488		
3	楚雄州	武定县		●	265,029		0
4	楚雄州	大姚县		●	286,601		1
5	楚雄州	禄丰县		●	418,088		1
6	楚雄州	双柏县		●	156,141		0
7	楚雄州	楚雄	●		461,341		
8	楚雄州	牟定	●		203,359		
9	大理州	祥云县		●	442,742		1
10	大理州	宾川县		●	329,745		1
11	大理州	洱源县		●	328,718		1
12	大理州	鹤庆	●		263,890		
13	大理州	弥度	●		305,868		
14	大理州	大理	●		492,021		
15	德宏州#	潞西市		●	334,881	2	0
16	迪庆州#	中甸县		●	132,514	2	0
17	红河州	个旧市		●	395,489		1
18	红河州	石屏县		●	290,710		0
19	红河州	弥勒	●		482,797		
20	昆明市#	东川区		●	304,064	2	1
21	昆明市	嵩明县		●	338,990		1
22	昆明市	安宁市		●	254,756		1
23	丽江地区	丽江县		●	353,372		1
24	丽江地区	永胜	●		383,294		
25	临沧地区	临沧县		●	279,410		1
26	临沧地区	镇康县		●	158,196		1
27	临沧地区	凤庆	●		431,076		
28	临沧地区	云县	●		404,853		
29	怒江州	福贡县		●	91,425		0
30	怒江州	兰坪	●		190,921		
31	曲靖市	麒麟区	●		590,799		
32	曲靖市	马龙	●		183,977		
33	曲靖市	师宗	●		337,895		
34	曲靖市	陆良	●		549,339		
35	曲靖市	会泽	●		881,016		
36	曲靖市	宣威	●		1,247,933		
37	思茅地区	思茅县		●	180,795		1
38	思茅地区	孟连县		●	110,942		1
39	思茅地区	普洱县		●	189,013		0
40	思茅地区	墨江	●		387,025		
41	思茅地区	江城	●		102,716		
42	文山州	砚山县		●	429,388		1
43	文山州	西畴县		●	247,566		1
44	文山州	文山	●		407,133		
45	文山州	富宁	●		381,532		
46	西双版纳	景洪	●		367,228		
47	西双版纳	勐腊县		●	200,313		1
48	玉溪地区	通海	●		262,128		
49	玉溪地区	华宁	●		196,622		
50	玉溪地区	新平	●		263,786		
51	玉溪地区	元江	●		190,921		
52	玉溪地区	易门	●		173,094		
53	玉溪地区	红塔	●		364,430		
54	昭通地区	鲁甸	●		351,162		
55	昭通地区	镇雄	●		1,178,488		
		合計				6	17

山西省 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	长治市	壶关		●	296,392		1
2	长治市	郊区		●	296,121		1
3	长治市	沁源	●		162,194		
4	长治市	潞城	●		209,361		
5	长治市	长治	●		331,685		
6	长治市	襄垣	●		249,750		
7	大同市	大同		●	169,116		1
8	大同市	灵邱		●	229,010		1
9	大同市	浑源		●	359,341		1
10	大同市	阳高	●		283,035		
11	晋城市	阳城	●		410,222		
12	晋城市	沁水	●		218,031		
13	晋城市	高平县	●		495,631		
14	晋中地区	寿阳	●		219,846		
15	晋中地区	黎城	●		162,146		
16	晋中地区	昔阳	●		246,420		
17	晋中地区	太谷	●		280,925		
18	晋中地区	平遥	●		495,433		
19	晋中地区	榆次	●		522,162		
20	晋中地区	灵石		●	248,034		1
21	临汾地区	浮山	●		129,140		
22	临汾地区	曲沃	●		226,152		
23	临汾地区	临汾市	●		706,410		
24	临汾地区	洪洞县	●		700,969		
25	临汾地区	安泽县	●		81,628		
26	临汾地区	霍州县	●		279,833		
27	临汾地区	侯马		●	234,526		1
28	临汾地区	蒲县		●	104,234		1
29	临汾地区	乡宁		●	219,984		1
30	临汾地区	襄汾		●	510,144		2
31	吕梁地区	石楼		●	106,584		1
32	吕梁地区	离石		●	231,553		1
33	吕梁地区	汾阳市	●		391,966		
34	吕梁地区	文水县	●		414,494		
35	吕梁地区	中阳县	●		133,354		
36	吕梁地区	柳林县	●		281,565		
37	朔州市	山阴		●	219,515		1
38	朔州市	应县	●		275,511		
39	朔州市	怀仁县	●		249,668		
40	太原市	清徐		●	311,088		1
41	太原市	古交		●	204,818		1
42	太原市	娄烦县	●		112,494		
43	忻州地区	静乐	●		160,295		
44	忻州地区	忻州	●		489,543		
45	忻州地区	偏关县	●		110,747		
46	忻州地区	繁峙县	●		243,394		
47	忻州地区	宁武县	●		154,193		
48	忻州地区	原平		●	489,192		1
49	忻州地区	河曲		●	332,032		1
50	忻州地区	代县		●	213,291		1
51	阳泉市	平定		●	337,672		1
52	阳泉市	盂县	●		302,077		
53	运城地区	临猗	●		562,468		
54	运城地区	平陆	●		245,235		
55	运城地区	新绛	●		313,710		
56	运城地区	运城	●		590,127		
57	运城地区	绛县	●		277,809		
58	运城地区	垣曲县	●		226,494		
59	运城地区	稷山县	●		330,016		
60	运城地区	闻喜		●	398,137		1
		合計				0	21

広西壮族自治区 各県別顕微鏡配布先

	地区	県	DOTS開始年度		2003年人口	配布顕微鏡(台)	
			2002年	2003年		地区	県
1	百色地区	田陽	●		341,473		
2	百色地区	百色	●		331,363		
3	百色地区	乐业县		●	148,048		1
4	百色地区	隆林县		●	356,791		1
5	北海市	合浦	●		913,038		
6	防城港市#	市辖区		●	109,899	2	1
7	贵港市	桂平	●		1,631,127		
8	桂林地区	全州	●		793,541		
9	桂林地区	兴安	●		382,580		
10	桂林地区	平乐县	●		441,195		
11	桂林市#	市辖区		●	639,726	2	2
12	桂林市	灌阳县		●	277,657		1
13	桂林市	龙胜县		●	171,357		1
14	河池地区	宣州	●		617,588		
15	河池地区	河池市		●	315,537		1
16	河池地区	南丹县		●	279,125		0
17	贺州地区	贺州	●		899,713		
18	柳州地区#	融安县		●	327,891	2	1
19	柳州市#	市辖区		●	712,881	2	2
20	柳州市	柳江县		●	520,362		2
21	柳州市	市郊区		●	205,449		1
22	南宁地区	宾阳	●		970,243		
23	南宁地区	横县	●		1,082,629		
24	南宁地区	大新	●		363,919		
25	南宁地区	崇左县		●	339,591		1
26	南宁地区	天等县		●	410,411		1
27	南宁市	邕宁	●		928,966		
28	南宁市	市辖区		●	938,511		2
29	南宁市	市郊区		●	410,897		1
30	钦州市	灵山	●		1,284,279		
31	钦州市	浦北	●		763,828		
32	钦州市	市辖区		●	168,171		1
33	梧州市	岑溪	●		779,133		
34	梧州市	市辖区		●	339,205		1
35	梧州市	藤县		●	912,067		2
36	玉林市	容县	●		750,773		
37	玉林市	博白	●		1,423,284		
38	玉林市	北流	●		1,155,385		
39	玉林市	陆川	●		855,597		
40	玉林市	市辖区		●	892,820		2
		合計				8	25